

## 平成29年度第1回岡山県後期高齢者医療広域連合懇話会 次第

日時：平成29年11月13日（月）  
午後1時30分から午後3時まで

場所：岡山県市町村振興センター  
5階 大ホール

- 1 開 会
- 2 事務局長挨拶
- 3 懇話会委員・事務局職員の自己紹介
- 4 懇話会について
- 5 会長及び副会長の選出
- 6 議 題
  - (1) 平成30・31年度の新保険料率について
  - (2) その他
- 7 事務連絡
- 8 閉 会

# 岡山県後期高齢者医療広域連合懇話会委員名簿

任期：平成29年10月1日から平成31年3月31日

区 分	氏 名	所 属 等
被 保 険 者 等 を 代 表 す る 者	吉 田 建太郎	岡 山 県 老 人 ク ラ ブ 連 合 会
	山 上 勤	岡 山 市 老 人 ク ラ ブ 連 合 会
	田 村 満須三	
	土 屋 紀 子	岡 山 県 婦 人 協 議 会
	廣 畑 周 子	
	平 松 卓 雄	岡 山 県 社 会 福 祉 協 議 会
保 険 医 等 を 代 表 す る 者	田 中 茂 人	岡 山 県 医 師 会
	横 見 由貴夫	岡 山 県 歯 科 医 師 会
	役 重 昌 広	岡 山 県 薬 剤 師 会
医 療 保 険 関 係 を 代 表 す る 者	山 下 秀 樹	全 国 健 康 保 険 協 会 岡 山 支 部
	原 田 直 志	健 康 保 険 組 合 連 合 会 岡 山 連 合 会
	三 好 篤 弘	市 町 村 国 保
学 識 経 験 を 有 す る 者	保 崎 博 道	元岡山県後期高齢者医療広域連合事務局長
	西 田 和 弘	岡 山 大 学
	吉 田 健 男	吉 備 国 際 大 学

○岡山県後期高齢者医療広域連合懇話会設置要綱

平成24年8月1日  
広域連合告示第24号

(目的)

第1条 岡山県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が行う後期高齢者医療制度の運営に関し、幅広く意見を聴取するため、岡山県後期高齢者医療広域連合懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会の委員は、次に掲げる事項について、意見を述べるものとする。

- (1) 保険料に関すること。
- (2) 保健事業に関すること。
- (3) その他後期高齢者医療制度に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、広域連合長が委嘱する。

- (1) 被保険者等を代表する者 6人以内
- (2) 保険医等を代表する者 3人以内
- (3) 医療保険関係を代表する者 3人以内
- (4) 学識経験を有する者 3人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長1人、副会長1人を置く。

- 2 会長は、第3条第2項第4号委員のうちから互選により選出する。
- 3 副会長は、会長の指名により選任する。
- 4 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

(会議)

第6条 懇話会の会議（以下「会議」という。）は、事務局長の求めにより、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、任期満了後の最初の会議においては、広域連合長が招集する。

- 2 会長は、必要に応じて、会議に委員以外の者の出席を求め、意見等を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 3 会議は原則として公開とする。

(謝金)

第7条 委員が会議に出席したときは、謝金として日額6,000円を支給する。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、広域連合事務局総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営について必要な事項は、会長が会議において諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年8月1日から施行する。
- 2 懇話会設置後初めて開催される会議においては、広域連合長が招集する。
- 3 平成24年度に委嘱する委員の任期については、第4条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

平成 30・31 年度の新保険料率について（案）

1 後期高齢者医療 保険料の概要

- 窓口負担分（1割・3割）を除いた医療給付費の約1割を後期高齢者自身の保険料で負担
- 保険料は、負担能力に応じた「所得割額」と、等しく賦課される「均等割額」で構成
- 原則として、県内同一保険料率
- 「所得割率」と「均等割額」は、それぞれの広域連合の条例で定める
- 保険料率は、おおむね2年を通じて財政の均衡を保つことができるものとし、2年ごとに見直しを行う
- 保険料率は、高齢者の医療の確保に関する法律施行令等で定める基準に従って算出
- 保険料率算定に用いる被保険者数、所得額、医療給付費等については、それぞれの都道府県の過去の実績や今後の情勢等を基に推定した数値を使用（基礎数値等については、別添資料のとおり）

2 現状の保険料率と新保険料率

- 平成 28・29 年度の保険料率（現状）
  - ・ 均等割額 49,200 円
  - ・ 所得割率 9.87%
- 平成 30・31 年度の新保険料率（案）
  - 案① ・ 均等割額 50,200 円
  - 案② ・ 均等割額 49,200 円
  - ・ 所得割率 10.15%
  - ・ 所得割率 9.87%
  - ・ 特に何も考慮せずに試算を行うと案①の保険料率となる
  - ・ 剰余金から約 10 億円を繰り入れると現状の保険料率に抑えることができる

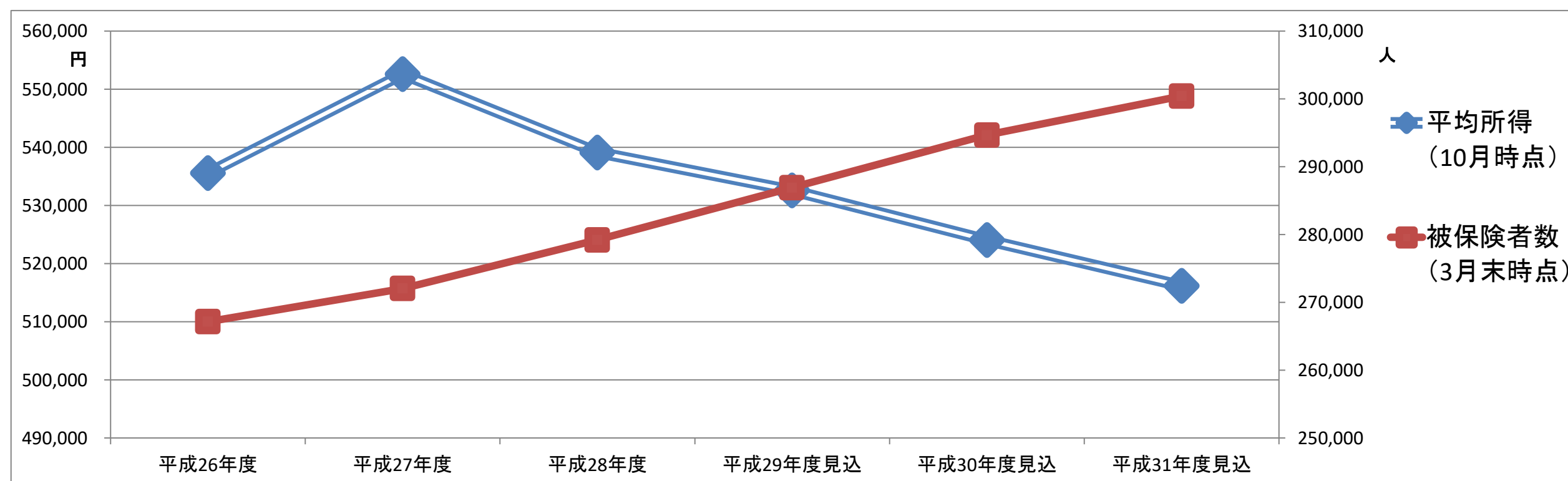
3 広域連合の方針

- 剰余金から約 10 億円を繰り入れ現状の保険料率でいきたい

# 被保険者数・所得の推移

資料1

	被保険者数 (3月末時点) (人)	自己負担区分別内訳 (人)		資格別内訳 (人)		平均所得 (10月時点) (円)
		一般被保険者 (1割負担)	現役並み 所得者 (3割負担)	75歳以上	障害認定 (65歳～74歳)	
平成26年度	267,143	253,384	13,759	263,751	3,392	535,548
平成27年度	272,033	258,531	13,502	268,910	3,123	552,603
平成28年度	279,201	264,746	14,455	276,376	2,825	539,115
平成29年度見込	286,913					532,593
平成30年度見込	294,665					524,031
平成31年度見込	300,424					516,165

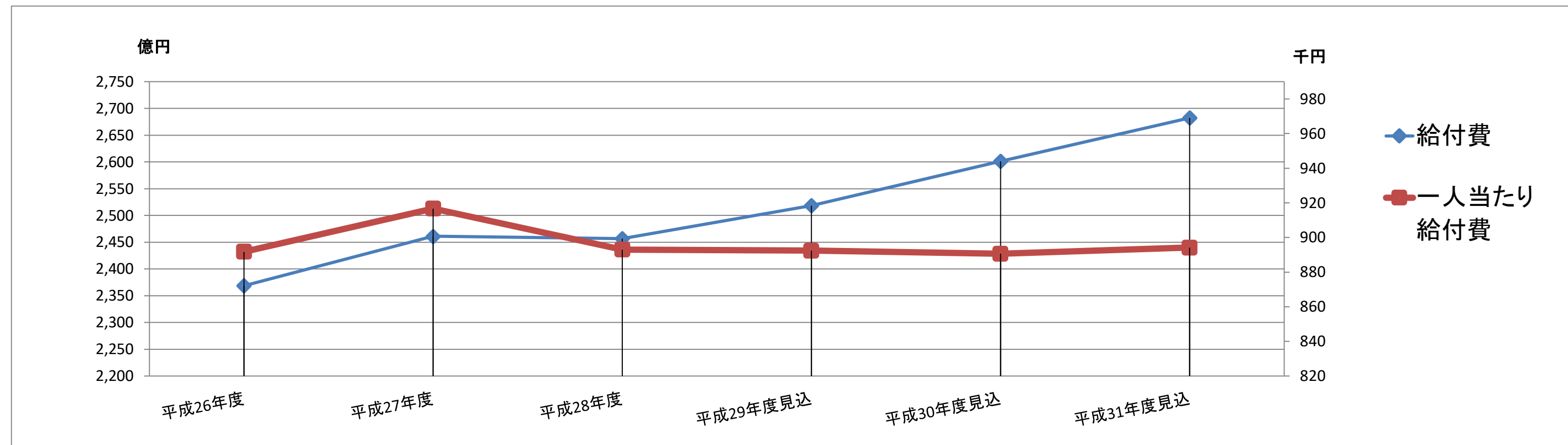
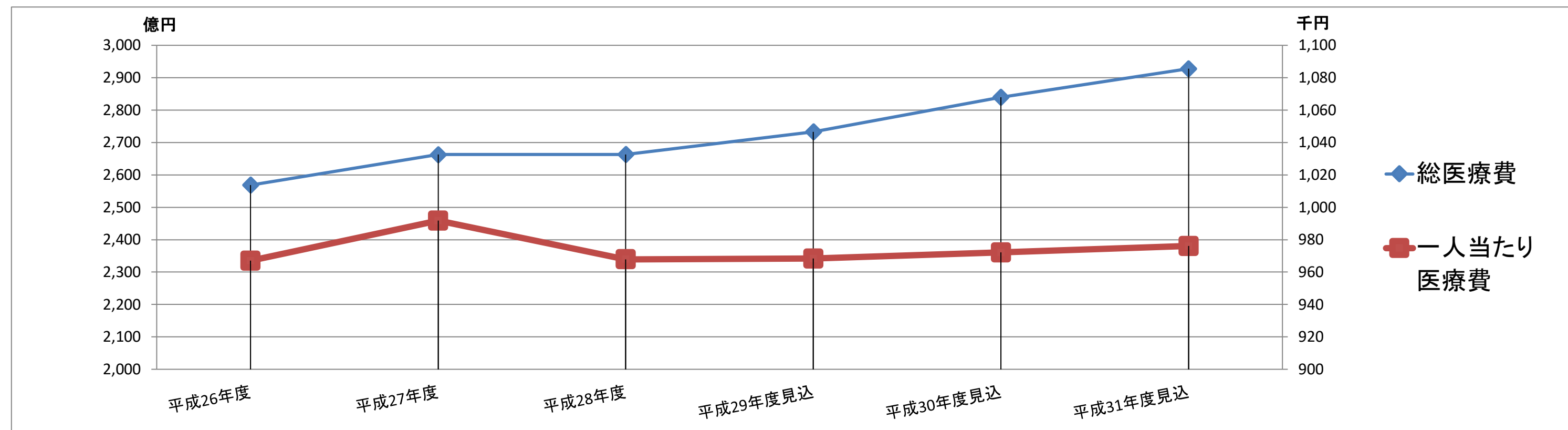


# 総医療費及び給付費の推移

## 資料2

(円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度見込	平成30年度見込	平成31年度見込
	H26.3～H27.2	H27.3～H28.2	H28.3～H29.2	H29.3～H30.2	H30.3～H31.2	H31.3～H32.2
総医療費	256,849,204,587	266,259,155,766	266,268,084,648	273,257,672,101	283,952,927,212	292,786,134,871
一人当たり医療費	967,042	991,787	967,917	968,309	972,182	976,071
給付費 保険者負担	236,864,675,739	246,097,414,026	245,670,368,940	251,835,500,795	260,128,659,088	268,220,741,415
一人当たり給付費	891,800	916,687	893,042	892,398	890,614	894,176



# 賦課総額内訳表

平成30年度・31年度保険料賦課総額(単位:円)			
(I) 費用	給付費等総額		528,349,400,503円
	財政安定化基金拠出金		0円
	特別高額医療費共同事業拠出金		198,767,430円
	保健事業に要する費用		863,392,000円
	審査支払手数料		1,340,566,344円
	その他(葬祭費)		1,656,450,000円
		計	532,408,576,277円
(II) 収入	国庫負担金	定率負担金	126,341,600,510円
		高額医療費	2,555,275,136円
	調整交付金	普通調整交付金	44,729,927,000円
		特別調整交付金	0円
	都道府県負担金	定率負担金	42,113,866,836円
		高額医療費	2,555,275,136円
	市町村負担金		42,113,866,836円
	後期高齢者交付金		215,784,026,962円
	特別高額医療費共同事業交付金		146,127,272円
	国庫補助		172,678,000円
	都道府県補助		172,678,000円
	その他(第三者納付金等)		736,800,000円
			計

① 剰余金及び財政安定化基金からの交付金を収入に計上しない場合		
保険料収納必要額(I - II)		54,986,454,589円
予定保険料収納率(%)		99.44%
賦課総額		55,296,112,821円

(III)	剰余金繰入額	1,072,402,000円
-------	--------	----------------

② 剰余金を収入に計上する場合		
保険料収納必要額(I - II - III)		53,914,052,589円
予定保険料収納率(%)		99.44%
賦課総額		54,217,671,550円

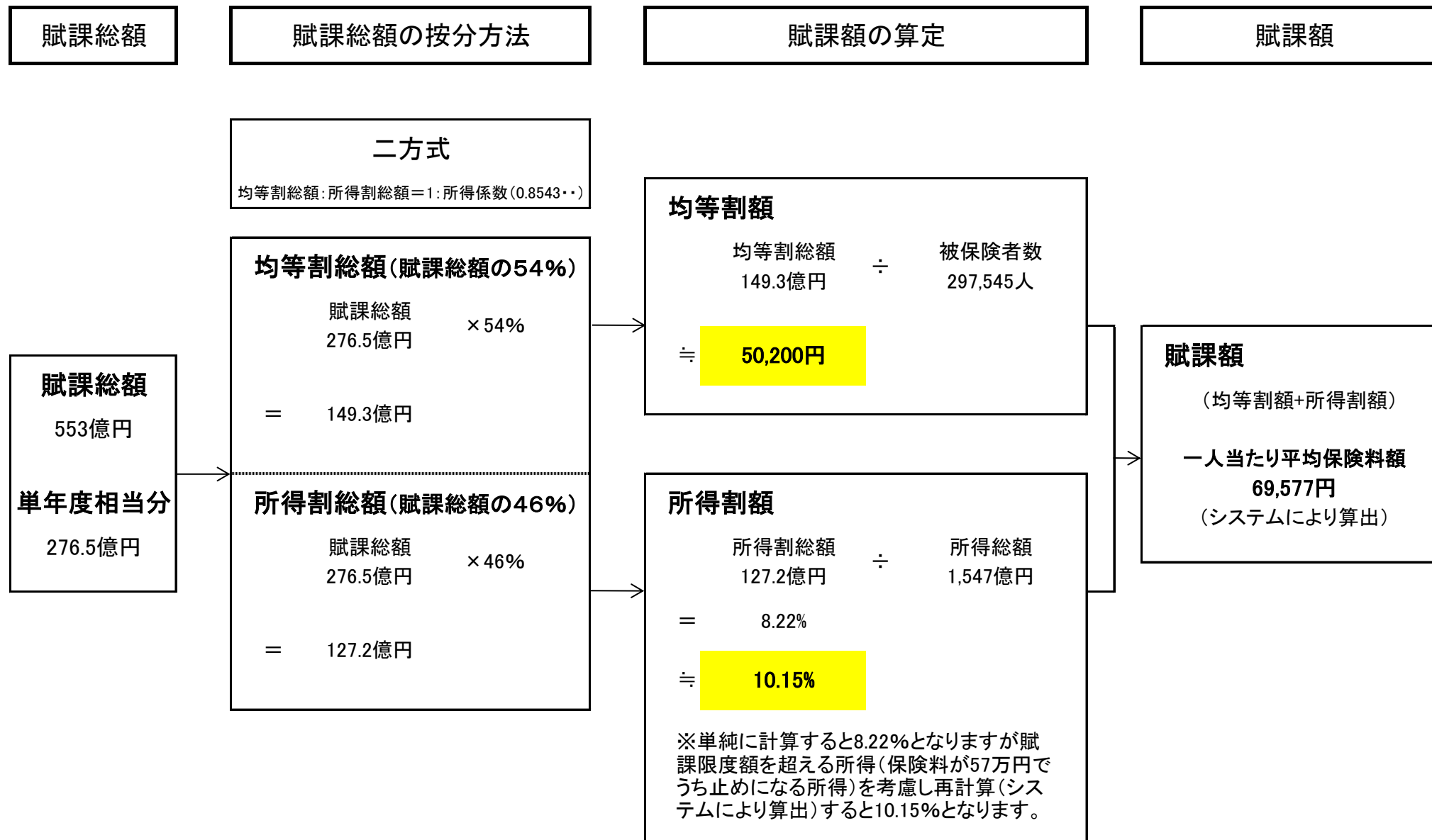
## 用語の解説

給付費等総額	被保険者が医療機関にかかった時に給付される費用の総額。給付費等総額は、岡山県内の一人当たり医療給付費の実績数値に、国から示された全国単位の見込み伸び率を掛け算出。
財政安定化基金拠出金	広域連合において、予定した保険料収納率を下回って生じた保険料不足や、給付費の見込み誤り等に起因する財政不足について、資金の交付・貸付を行うために、各都道府県に設置されているもので、その財源は、国・県・広域連合で負担される。
特別高額医療費共同事業拠出金	広域連合における著しい高額な医療費の発生による財政影響を緩和するため、発生した高額医療費を共同で負担することによりリスクの分散を図るとともに、発生した広域連合の財政負担の軽減を行うことを目的として、各広域連合から拠出金をもとにして実施される事業。
保健事業に要する費用	国庫補助と県補助をあわせた額となっています。各年度の健診受診者数に補助単価を乗じて見込んでいます。
審査支払手数料	レセプトの点検費用。(79.5円/1件)
その他(葬祭費)	被保険者が死亡され、葬祭を行った場合に支給される費用。(5万円/1件)
定率負担金	財源の約4割を占める主要な財源のひとつで国、県、市町村が一定の割合で負担する。 国:負担対象額の3/12 県:負担対象額の1/12 市町村:負担対象額の1/12
高額医療費	高額な医療費(1件80万円超)による財政影響を緩和するため、国・県が1/4ずつ負担する費用。
普通調整交付金	広域連合間における被保険者に係る所得の格差による財政の不均衡を是正することを目的として国から支給される交付金。
特別調整交付金	災害その他特別な事業がある広域連合に対して交付される交付金。
後期高齢者交付金	現役世代が加入している医療保険者から後期高齢者医療制度へ支払われる交付金。
特別高額医療費共同事業交付金	著しく高額な医療費(1件400万円超)による財政影響を緩和するために各広域連合からの拠出費用より対象広域連合へ交付される調整金。
国庫補助	国の補助単価を用いて積算しております。事業費の3分の1が対象となります。
都道府県補助	県の補助単価を用いて積算しております。事業費の3分の1が概ね対象となります。
その他(第三者納付金等)	保険給付分のうち、交通事故等の第三者の不法行為によって生じた分、所得区分の遡及変更に伴う差額分、医療機関からの不正不当利得分、等を返納したものです。過去数年の実績の平均値を使用。
予定保険料収納率	過去5年間(H24~28)の実績収納率の平均値。
剰余金繰入額	前年からの剰余金で保険料率の上昇抑制を図るためにH30・31年度中の歳入に繰入れる予定の金額。



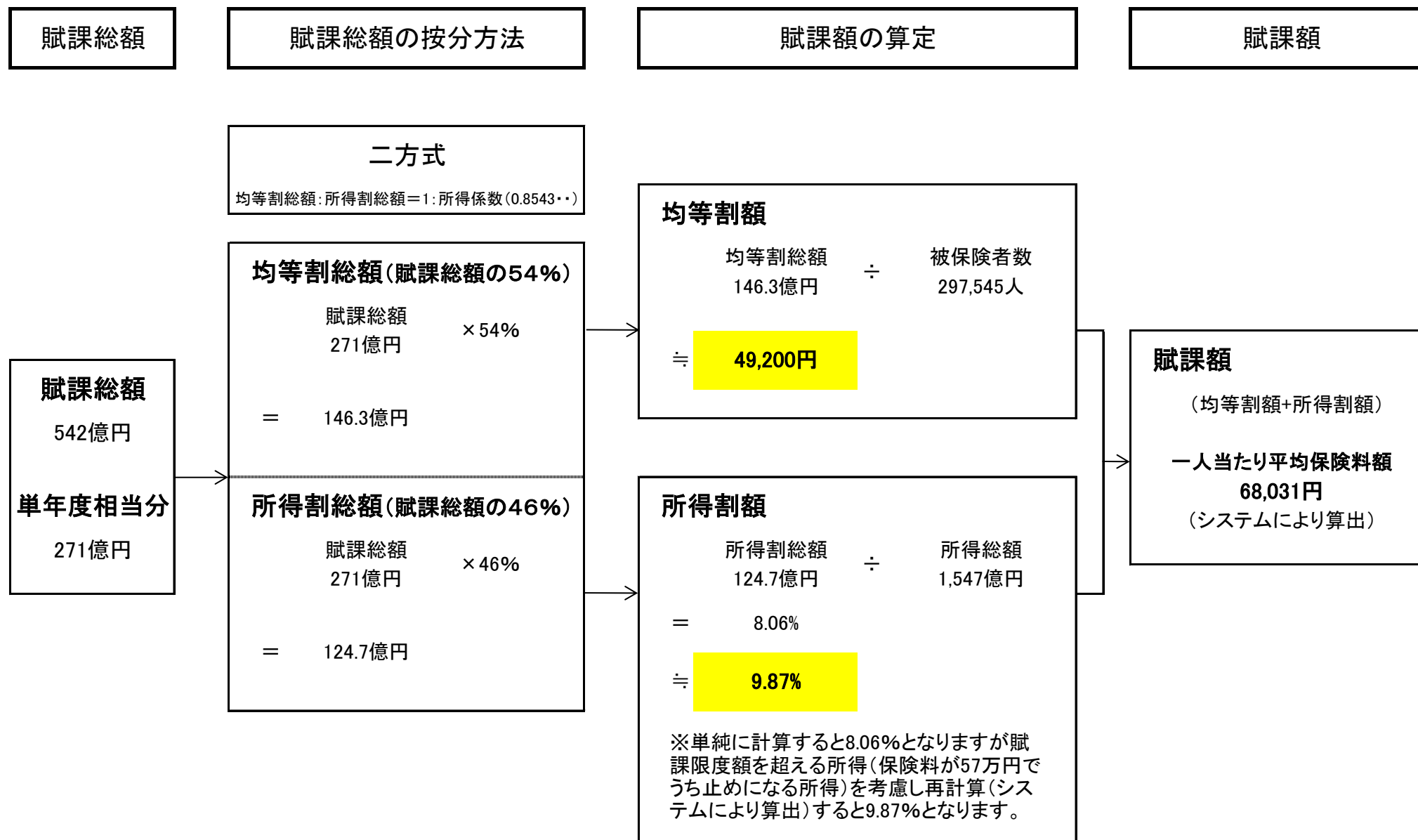
# 保険料率の算定の概要(剰余金を計上しない場合)

資料4-①



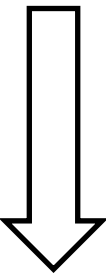
# 保険料率の算定の概要(剰余金を計上する場合)

資料4-②



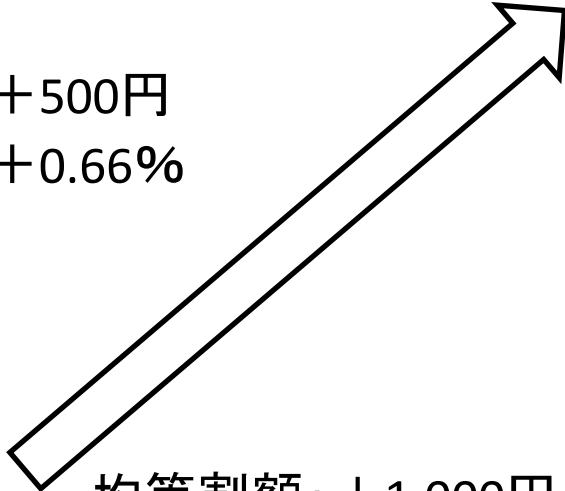
# 保険料率等の変遷

平成20・21年度保険料率	
均等割額	所得割率 %
43,500円	7.89



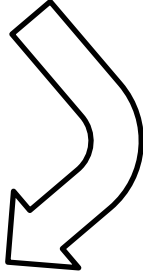
均等割額: +500円  
所得割率: +0.66%

平成22・23年度保険料率	
均等割額	所得割率 %
44,000円	8.55



均等割額: +1,000円  
所得割率: +0.42%

平成24・25年度保険料率			
賦課総額	均等割額	所得割率 %	一人当たり平均保険料額
43,770,355,932円	45,000円	8.97	60,339円
単年度分 21,885,177,966円			



均等割額: +1,300円  
所得割率: +0.18%

平成26・27年度保険料率			
賦課総額	均等割額	所得割率 %	一人当たり平均保険料額
46,893,475,974円	46,300円	9.15	62,038円
単年度分 23,446,737,987円			



均等割額: +2,900円  
所得割率: +0.72%

平成28・29年度保険料率(現行)			
賦課総額	均等割額	所得割率 %	一人当たり平均保険料額
51,717,567,374円	49,200円	9.87	65,930円
単年度分 25,858,783,687円			



均等割額: ±0円  
所得割率: ±0%

平成30・31年度保険料率(案)			
賦課総額	均等割額	所得割率 %	一人当たり平均保険料額
54,217,671,550円	49,200円	9.87	68,031円
単年度分 27,108,835,775円			

# 後期高齢者の保険料軽減特例の見直しについて

## 制度概要

- 後期高齢者医療制度では、世帯の所得に応じた保険料軽減が設けられている(青色部分)。
- 制度施行に当たり、激変緩和の観点から、平成20年度以降毎年度、予算による特例措置を実施している(赤色部分)。
- 軽減特例の対象者は916万人、当該軽減に要する費用は、国費が945億円、地財措置が159億円。(平成28年度予算)

## 見直し内容

- 所得割は、平成29年度に2割軽減、平成30年度に本則(軽減なし)とする。
- 均等割は、低所得者に配慮して今般は据え置きとし、介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給とあわせて見直す。
- 元被扶養者の所得割は、当面は賦課せず、賦課開始時期を引き続き検討。
- 元被扶養者の均等割は、平成29年度に7割軽減、平成30年度に5割軽減、平成31年度に本則(軽減なし)とする。

